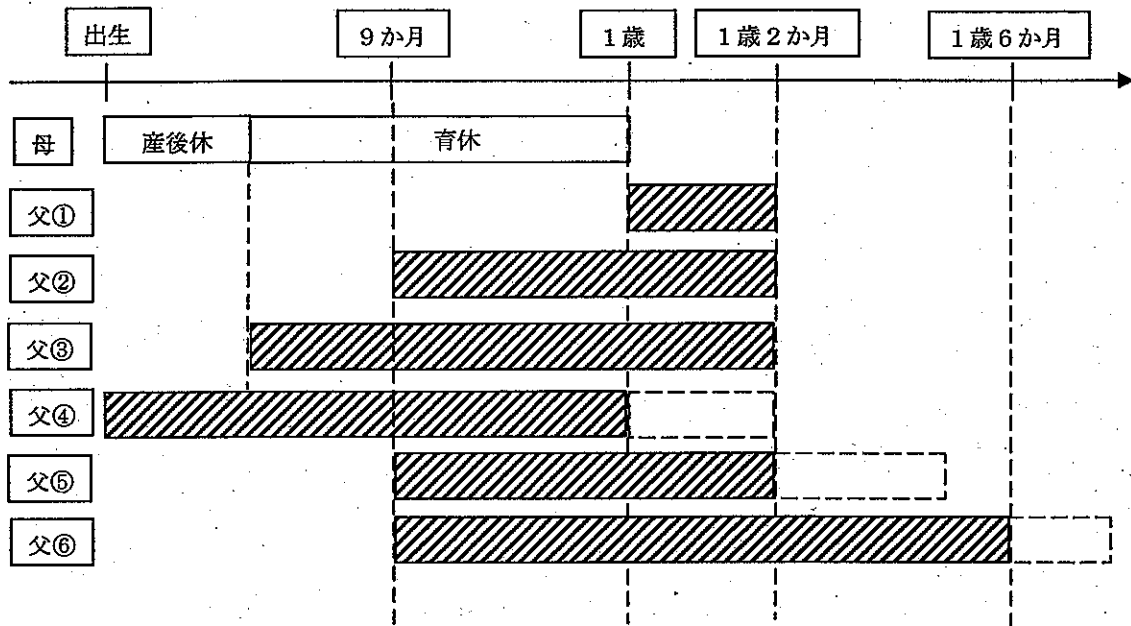


1 パパ・ママ育休プラスに係る育児休業手当金の支給パターンは次のとおり。

例

- ・前提① 母の育児休業は、産後休暇後、当該子が1歳に達する日まで取得する。
- ・前提② 母も父も地方公務員等共済組合法上の組合員とする。



パターン1 当該子が1歳に達する日までは母が育児休業し、1歳に達した日の翌日から1歳2か月まで父(①)が育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給され、父に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達した日の翌日から1歳2か月に達する日まで支給される。

パターン2 当該子が9か月から1歳2か月まで父(②)が育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給され、父に対する育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで支給される。

なお、母と父が双方とも育児休業を取得している期間(当該子が9か月から1歳に達する日まで)は、双方に育児休業手当金が支給される。

パターン3 母の産後休暇終了後、母の育児休業開始と同時に父(③)も、当該子が1歳2か月に達する日まで育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給され、父に対する育児休業手当金は育児休業開始日から1年間支給される。

なお、パターン2と同様に、当該子が1歳に達する日までは、双方に育児休業手当金が支給される。

パターン4 父(④)が、当該子の出生から1歳2か月に達するまで育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金も当該子が1歳に達する日まで支給される。(父は、当該子が1歳2か月まで育児休業を取得しているが、育児休業手当金の支給期間は最大でも1年と規定されているため。)

パターン5 当該子が9か月から1歳5か月まで、父(⑤)が育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金は当該子が9か月から1歳2か月に達する日まで支給される。(父の育児休業取得期間は1年に満たないが、育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで支給すると規定されているため。)

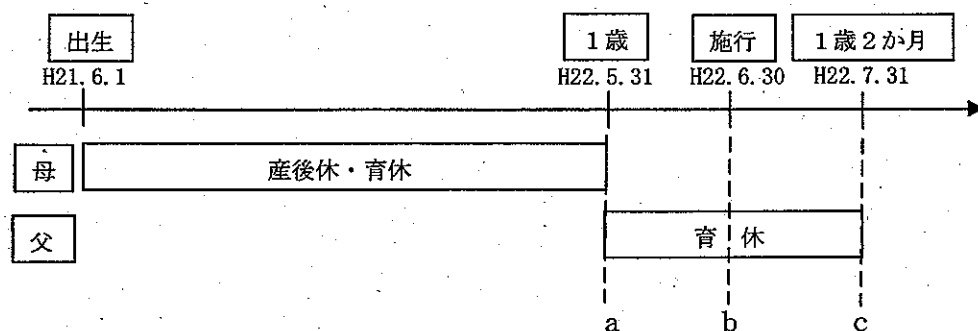
パターン6 父(⑥)が、当初、当該子が9か月から1歳まで育児休業を取得していたが、保育所に入所できない(特別な事情に該当)ため、1歳8か月まで育児休業を取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金は、地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の3に規定する特別な事情に該当するので、当該子が1歳6か月に達する日まで支給される。

2 平成22年6月30日より前に当該子が1歳に達する場合、パパ・ママ育休プラスの対象として育児休業手当金を支給することができる。

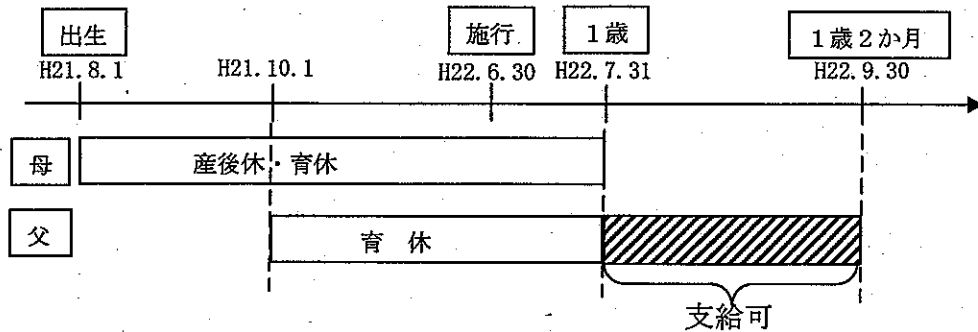
なお、次の例の場合、父に対する育児休業手当金の支給期間は平成22年6月30日から当該子が1歳2か月に達する日(b～c)までとなる。

例



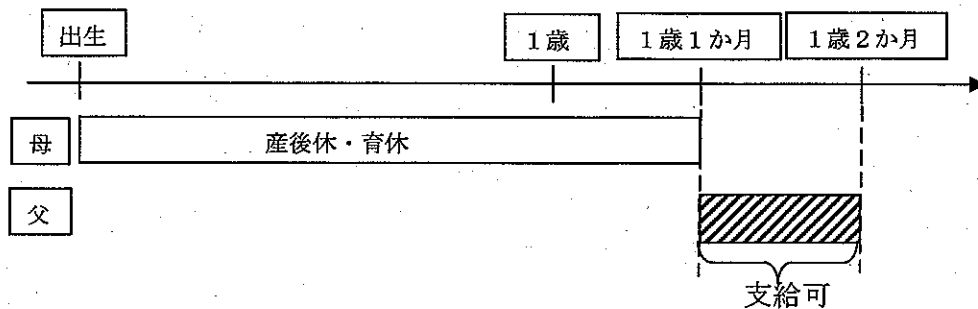
- 3 平成22年6月30日よりも前に開始した父の育児休業について、パパ・ママ育休プラスの対象として、父に対する育児休業手当金を当該子が1歳2か月に達する日まで最大1年の範囲で支給することができる。

例



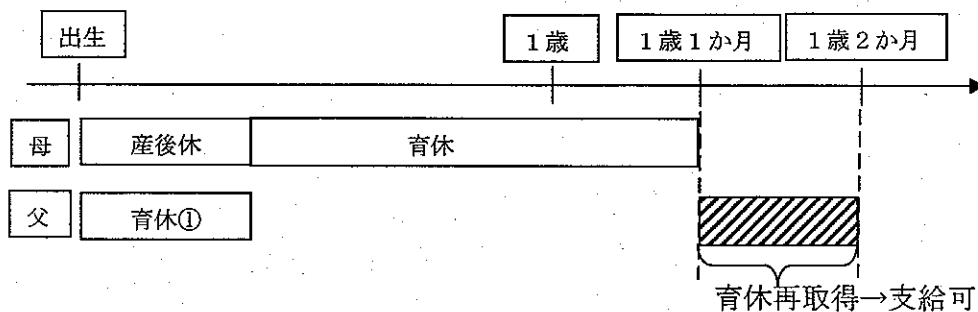
- 4 当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を取得した場合、パパ・ママ育休プラスの対象として、父に対する育児休業手当金を支給できる。

例



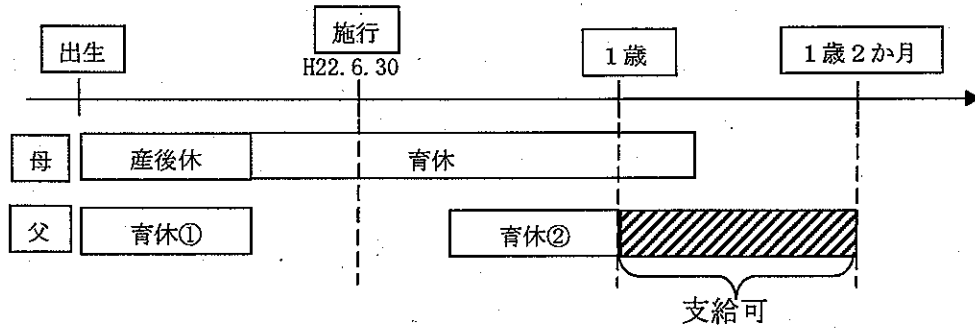
- 5 当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を再取得した場合、パパ・ママ育休プラスの対象となり、父に対する育児休業手当金を支給することができる。

例



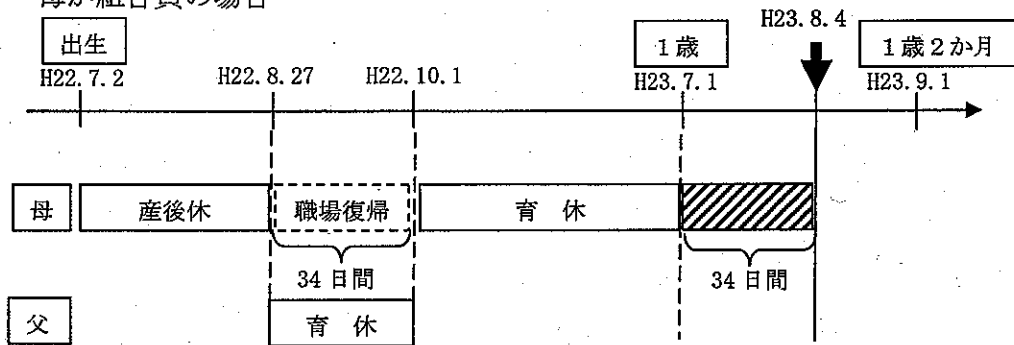
- 6 平成22年6月30日以降に、当該子が1歳に達する日までに父が育児休業を再取得し、それが引き続いた場合、パパ・ママ育休プラスの対象となり、当該子が1歳2か月まで最大1年の範囲で父に対する育児休業手当金を支給することができる。

例

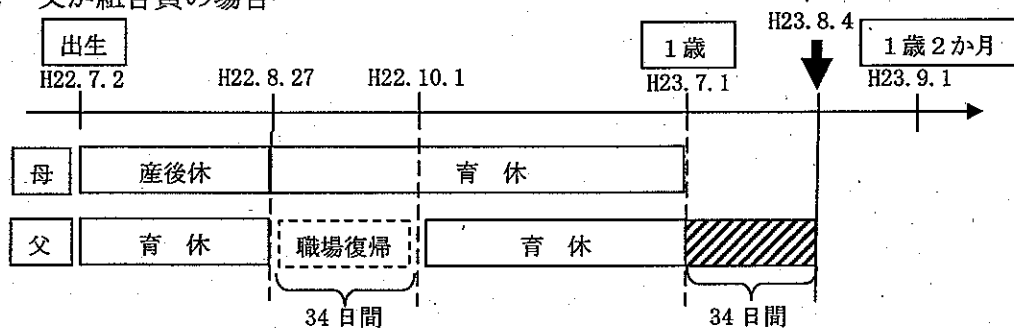


- 7 次の例のとおり、パパ・ママ育休プラスの対象となり、育児休業手当金の支給があるとした場合、育児休業手当金は最大1年の範囲で支給される。その支給末日については、職場復帰の期間が34日間（8月28日から9月30日まで）のため、その期間を当該子が1歳に達した日の翌日以降34日間延長すると考え、8月4日となる。

例1 母が組合員の場合

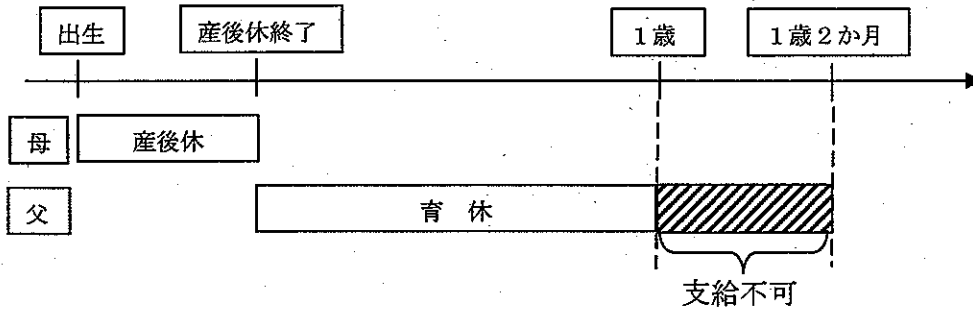


例2 父が組合員の場合



- 8 母が産後休暇後、すぐに職場復帰をした場合の父の育児休業は、パパ・ママ育児休業プラスの対象とならない。(産後休暇は、育児休業ではないため、配偶者が育児休業を取得していることにはならない。)

例



- 9 パパ・ママ育児休業プラス対象者において、保育所における保育の実施が行われない等支給対象期間の延長事由の判断については、現行の通常育児休業者と同様に、当該子が1歳に達する日における状況で判断する。

例

